第6号議案

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の一部改正について

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月19日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行による指定管理者の 指定の手続等の変更に伴い、所要の規定整備等を行う。

〔施行期日〕 平成22年4月1日等

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則の改正概要

1 改正理由

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行による指定管理者の 指定手続き等の変更に伴い、所要の規定整備等を行う。

2 改正内容

(1) 指定管理者の指定手続きの改正

(第1条、第2条、第6条~第16条)

スポーツ振興団体及び維持管理団体並びにこれらを構成員とする指定管理者の 指定手続きに関する規定を他の体育施設と同様とする。

- (2) 指定管理者の指定手続きの改正に伴う別紙様式の改正(様式5~様式9) 上記(1)の指定管理者の指定手続きの変更に伴い、スポーツ振興団体及び維持管理団体に関する様式について、所要の改正を行うもの。
- (3) その他文言修正(第17条)

天災その他の緊急事態の発生時における国又は地方公共団体の利用に係る利用料金の減免規定があるが、当該利用は地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用に当たる。行政財産の目的外使用については、行政財産使用料条例第6条第2号及び大阪府公有財産規則第22条第4号、同規則第29条第2号でこれに関する規定があるため、当該規定を削除する。

3 改正時期

平成22年4月1日。ただし、2(3)に係る部分については、公布の日。

大 阪

セ タ 条 例 施 行 規 則

す大 。府 阪 教府の大教 育立一阪育 委門部府委 員真を立員 会ス改門会 規ポ正真規 則一すス則 第ツるポ第 十セ規〕 二ン則ツ号 号タ の条 一例 部施 を行 次規 の則 ょへ う平 に成 改八 正年

項第 中十 第二を る。第条の第第 九 項条 _ を「第に改 二め 条る _ に 改 る

第 を条 を 削る 理

る持中 。管一第第第第る阪大 理第八六 団四条条条条 体条の及第中 一第見 を一 _ 項 を 指 「第三条」 管理 者 にに者 改改の め、鼻の公募 同同一 条条 を第に 第三改 六号め 条中 と「同 す維条

定条団同 第第条第第条第申第体条第 第十請 第九 中申項の 第しめ 第し を 兀 条一同理 第指条団指第指 二定を体定二定 項管第指管項管 理七定理 を者 を者条申者 「のと請指 $\neg \mathcal{O}$ 書定第指 第指 す 申 四 四定る 条の 基 に に準 改二 定に「ご めに 管改維に `改 理め持改 `管め 同め 指同理

を同 同 す る持 理 寸 体 指 定 理 者 に 改 8

条

る 0

す式 項に 九十削 号五) | | | | | | | | | 式条条九条と号の 、同条を 」を「(様式第七号)」に改め、同な中「第九条第三項」を「第八条第同条を第十条とし、第十四条を第・第七号)」を「(様式第六号)」に「第一項中「第七条第二項」を「は第一項中「第七条第二項」を「は 第第を条中す中見に 式第 同条を第二項」に改め、「第六条 め六 十にと同第 条二 条二る第項 と様

条「同は各 八た 選様様端 選 様 第 を 前 条 免 号 第 条 だ 第 る 第 第 を 中除の十第し十 第すい七 一る ず条項 条を 号 \mathcal{L} をとかっに改っ 前削がに 第改め第 で該九め 号 り き 第同条第 に第る \searrow る六条 め号 لح 場項を一項 、同号を同条第二号とのを第一号とし、同条第一号とし、同条第合に、利用料金を減知の分に、利用料金を減知のので、が、 、を「 号た 第 三「し 条第書 と九 する 条を 第「 一第 項八 と第 条 に額 し三改し を第 、号 一五 `又の 同中 第項

十 大 華 4 低 方 方 上 理 第 建代 屮 五条四 号号唑 2 🖽 号 中年 屈 拡 改を沿無 _ 索請第一条 ※関係のである。 ま で 「 に ず 、 ト を 三 を ず がって、第 桩 者指定申請書 手管理団体」, 7 柔 ŋ ・ 選系)」。 0 にに **`**

第

す

る

中をし ω 0 朱 関係 \sim $\overline{}$ __ 屈 を につ 账约 めト `0 同※ 様굞 庥
左 をご 様に

1 $\widehat{}$ 式一 第灣様様第 用条調で 経除第だ 施 す例整定改過く六しこ行 七9 式式六 る施をめ正措 。。項 、の期附号※ 第第号 こ行しる前置 「第規日 と郷 九八と と規た様の)、に十則)則す³ 号号す 改名なる る場中をる るの平部改成

が則上式大 でで、に阪 き定改よ府 るめ正り立 。る後作門 様の成真 式大しス に阪たポ よ府用し り立紙ツ 作門はセ 成真、ン しス当タ たポ分し 用しの条 紙ツ間例 とセ、施 レン所行 てタ要規 使一の則

0) 日から施い分及び同正規定(施行する。同条を第一(「第九条年四月一 十第日 四六か 条項ら とし施 すを行 るっす 部第る 分八。 を条た

で 徭 ∞ 関条 3 項

無约

同》

様ट

庥た をご

様に

改正案

現 行

(殿加)

定めるものとする。ター」という。)の管理に関し必要な事項を大阪府立門真スポーツセンター(以下「セン下「条例」という。)第九条の規定に基づき、ンター条例(平成八年大阪府条例第八号。以第一条 この規則は、大阪府立門真スポーツセ

(開館時間)

を臨時に変更することができる。という。)の承認を受けたときは、開館時間いう。)は、大阪府教育委員会(以下「委員会」規定する指定管理者(以下「指定管理者」と午後九時までとする。ただし、条例第二条にまこ条 センターの開館時間は、午前九時から

の (器)

第三条~第五条 (略)

(顧加)

定めるものとする。ター」という。)の管理に関し必要な事項を大阪府立門真スポーツセンター(以下「セン下「条例」という。)第十条の規定に基づき、ンター条例(平成八年大阪府条例第八号。以第一条 この規則は、大阪府立門真スポーツセ

(麗館時間)

館時間を臨時に変更することができる。員会」という。)の承認を受けたときは、開着」という。)は、大阪府教育委員会(以下「委」項に規定する指定管理者(以下「指定管理午後九時までとする。ただし、条例第二条第三条 センターの開館時間は、午前九時から

22 (器)

第三条~第五条 (略)

(スポーツ振興団体及び維持管理団体の協力)

う相互に協力しなければならない。 っては、効果的かつ効率的に当該業務が遂行されるよ 管理者が同条第一項各号に掲げる業務を行うに当た 団体」という。)は、これらによって構成される指定 同項第二号に規定する維持管理団体(以下「維持管理 労振興団体(以下「スポーツ振興団体」という。)及び 第六条 条例第二条第二項第一号に規定するスポー

(スポーツ振興団体の指定)

掲げる書類の提出を求めるものとする。たっては、あらかじめ、当該指定に係る団体に次に第七条 委員会は、条例第三条の規定による指定に当

する事業計画書及び収支計画書一・予定する指定期間に係るセンターの管理に関

- コセンターに関する管理体制計画書
- 三 定款又はこれに準ずるもの
- 四 法人にあっては、登記事項証明書
- に準ずる者の名簿及び履歴書五 役員又は代表者若しくは管理人その他これら
- 六 事業の概要を記載した書類
- 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- <u>掲益計算書又はこれらに類するもの</u>人 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び
- 予算書めた日の属する事業年度の事業計画書及び収支丸 この条の規定により委員会が書類の提出を求
- める書類十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(指定管理者の公募)

事項を示して、大阪府公報により行う。 第六条 条例第三条の規定による公募は、次に掲げる

- センターの名称及び所在地
- ニ 予定する指定期間

(維持管理団体の公募)

掲げる事項を示して、大阪府公報により行う。第八条 条例第四条第一項の規定による公募は、次に

- センターの名称及び所在地
- 二 予定する指定期間

改正案

- 三指定管理者の指定の申請の手続
- める事項四前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(指定管理者の指定の申請)

- わなければならない。 指定申請書(様式第五号)を提出することにより行第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者
- 類を添付しなければならない。2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書
 - する事業計画書及び収支計画書一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関
 - ゴセンターに関する管理体制計画書
 - 三 定款又はこれに準ずるもの
 - 四 法人にあっては、登記事項証明書
 - に準ずる者の名簿及び履歴書五 役員又は代表者若しくは管理人その他これら
 - 大 事業の概要を記載した書類
 - **七 組織及び運営に関する事項を記載した書類**
 - 損益計算書又はこれらに類するもの人 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び
 - 書及び収支予算書九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画
 - める書類十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(指定管理者の指定の基準)

に掲げる基準とする。第八条 条例第五条第四号の規則で定める基準は、次

- 含む。)があること。の実績(これらに準ずると委員会が認める実績をの実績(これらに準ずると委員会が認める実績を以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営一条例第四条の規定による申請時において、三年
- 理体制が整備されていること。
 二 天災その他緊急事態の発生時における危機管
- るために委員会が必要と認めて定める基準適正かつ確実に行うことができることを判断す三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理を

(学識経験者の意見聴取)

める場合は、この限りでない。 がある場合その他委員会が特別の事情があると認験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要者を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経第九条 委員会は、条例第五条の規定により指定管理

現 行

- 二 維持管理団体の指定の申請の手続
- める事項四前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(維持管理団体の指定の申請)

- により行わなければならない。 管理団体指定申請書(様式第五号)を提出すること第九条 条例第四条第二項の規定による申請は、維持
- 書類を添付しなければならない。 3 前項の<u>維持管理団体指定申請書</u>には、次に掲げる
 - する事業計画書及び収支計画書一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関
 - ゴセンターに関する管理体制計画書
 - 三 定款又はこれに準ずるもの
 - 四 法人にあっては、登記事項証明書
 - に準ずる者の名簿及び履歴書五 役員又は代表者若しくは管理人その他これら
 - 六 事業の概要を記載した書類
 - 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 損益計算書又はこれらに類するもの人 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び
 - 書及び収支予算書九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画
 - める書類十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(維持管理団体の指定の基準)

に掲げる基準とする。第十条条例第五条第四号の規則で定める基準は、次

- る実績を含む。)があること。設の運営の実績(これらに準ずると委員会が認めて、三年以上、団体としての活動及びスポーツ施一 条例<u>第四条第二項</u>の規定による申請時におい
- 理体制が整備されていること。

 二 天災その他緊急事態の発生時における危機管
- るために委員会が必要と認めて定める基準適正かつ確実に行うことができることを判断す三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理を

(学識経験者の意見聴取)

と認める場合は、この限りでない。必要がある場合その他委員会が特別の事情がある識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の理団体を指定しようとするときは、あらかじめ、学第十一条 委員会は、条例第五条の規定により維持管

(指定管理者の指定の申請)

- に提出しなければならない。
 結後、指定管理者指定申請書(様式第六号)を委員会維持管理団体による指定管理者に関する協定の締とするものは、その構成するスポーツ振興団体及び第十二条 条例第六条の規定による指定を受けよう
- 類を添付しなければならない。
 2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書
 - 一 指定管理者に関する協定書の写し

(指定管理者の名称等の変更の届出)

することにより行わなければならない。管理者(名称・住所)変更届出書(様式第六号)を提出第十条 条例第六条第二項の規定による届出は、指定

(事業報告書の提出)

- 書を委員会に提出しなければならない。管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告その取り消された日後)三十日以内に、センターの途中において指定を取り消された場合にあっては、第十一条 指定管理者は、毎事業年度終了後(年度の
 - | 業務の実施状況
 - 二 センターの利用状況
 - 三 業務に係る経理の状況
 - める事項四前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(利用料金の額の承認申請)

(利用料金の還付の基準)

- る。 各号に定める額を還付することができることとす基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該第十三条 条例第八条第五項ただし書の別に定める
 - る額る利用料金(以下「利用料金」という。)に相当する利用料金(以下「利用料金」という。)に相当す適当と認めるとき。 条例<u>第八条第一項</u>に規定すを利用することができない場合で指定管理者が一 天災その他やむを得ない理由によりセンター
 - 適当と認める額の申込みの取消しの時期に応じて指定管理者がななく、指定管理者が適当と認めるとき。 利用及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障消した場合において、センターの施設の利用状況(以下「利用者」という。)が利用の申込みを取り1」 第四条の規定により利用の承認を受けたもの

(利用料金の減免の基準)

に掲げる基準とする。第十四条 条例第八条第六項の別に定める基準は、次

る書類|| 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認め

(指定管理者の名称等の変更の届出)

- 出することにより行わなければならない。定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第七号)を提第十三条 条例第七条第二項の規定による届出は、指
- | 付出なければならない。| | 書 (様式第八号) を提出することにより委員会に届| | 一ツ振興団体・維持管理団体(名称・住所) 変更届出| | 住所を変更しようとするときは、あらかじめ、スポリ 天ポーツ振興団体又は維持管理団体は、名称又は

(事業報告書の提出)

- 書を委員会に提出しなければならない。管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告その取り消された日後)三十日以内に、センターの途中において指定を取り消された場合にあっては、第十四条 指定管理者は、毎事業年度終了後(年度の
 - | 業務の実施状況
 - 二 センターの利用状況
 - 三業務に係る経理の状況
 - める事項四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認

(利用料金の額の承認申請)

(利用料金の選件の基準)

- る。 各号に定める額を還付することができることとす基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該第十六条 条例第九条第五項ただし書の別に定める
 - る額
 る利用料金(以下「利用料金」という。)に相当する利用料金(以下「利用料金」という。)に相当す適当と認めるとき。 条例第九条第一項に規定すを利用することができない場合で指定管理者が一 天災その他やむを得ない理由によりセンター
 - 適当と認める額の申込みの取消しの時期に応じて指定管理者ががなく、指定管理者が適当と認めるとき。 利用及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障消した場合において、センターの施設の利用状況(以下「利用者」という。)が利用の申込みを取り一、第四条の規定により利用の承認を受けたもの

(利用料金の減免の基準)

- 額し、又は免除することができることとする。の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減第十七条 条例第九条第六項の別に定める基準は、次
 - 又は待機する場所として、国又は地方公共団体が一天災その他の緊急事態の発生により、避難し、

改正案 現 行 センターを利用する場合で指定管理者が適当と 認めるとき。 → 次に掲げる者がセンターを利用する場合で指 二 次に掲げる者がセンターを利用する場合で指 定管理者が適当と認めるとき。 定管理者が適当と認めるとき。 イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百 イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百 八十三号)第十五条第四項の規定による身体障 八十三号)第十五条第四項の規定による身体障 害者手帳の交付を受けている者及びその介護 害者手帳の交付を受けている者及びその介護 を行う者 を行う者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (跖柜二十五年 法律器 百二十 三号) 第四十 五条 (昭和二十五年洪律第百二十三号)第四十五条 第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳 第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者及びその介護を行う者 の交付を受けている者及びその介護を行う者 ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の へ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の 交付を受けている者及びその介護を行う者 交付を受けている者及びその介護を行う者 <u> 一 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失</u> 三 前二号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を しない範囲内において指定管理者が適当と認め 失しない範囲内において指定管理者が適当と認 M-VHU° めるとき。 第十五条~第十九条 第十八条~第二十二条

改正案 開 $\stackrel{\text{\tiny 1}}{ o}$ 様式第5号(第7条関係) 様式第5号<u>(第9条関係)</u> 指定管理者指定申請書 維持管理団体指定申請書 年 月 日 年 月 日 大阪府教育委員会 様 大阪府教育委員会 様 申請者 住所 申請者 住所 (電話番号 (電話番号 名称 名称 代表者の氏名 代表者の氏名 印 印 大阪府立門真スポーツセンター条例第4条の規定により、大阪府立門真スポー 大阪府立門真スポーツセンター条例第4条第2項の規定により、大阪府立門真 ツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請しま スポーツセンターの維持管理団体の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して 申請します。 様式第6号(第12条関係) 指定管理者指定申請書 年 月 日 大阪府教育委員会 様 申請者 住所 (電話番号 名称 代表者の氏名 EΠ 大阪府立門真スポーツセンター条例第6条の規定により、大阪府立門真スポー ツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請しま

	*		慰 位								
様式第6号(質		<u></u> 村	t式第7号(第 1 3	条関係)						
指定管理者(名称·住所)変更届出書 年 月 日						指定管理者(名称·住所)変更届出書 年 月 日					
大阪府教育委員会	会様					大阪府教育委員会	会様				
				届出者 住所						届出者	住所
			(電話番号) 名 称					(電話番号) 名 称
			代表者の氏名	右 M 印					代表者の氏名		印
大阪府立門真スポをします。	∜−ツセンタ	ター条 例 <u>第 6条 第</u>	<u>5 2 項</u> の規 定 により、	、次のとおり届出		大阪府立門真スポをします。	ポーツセン	ター条 例 <u>第 7 .</u>	<u>条 第 2 項</u> の規 定により	、次 のとおり	り届出
変更の内容	変更前	前				変更の内容	変更前				
	変更後						変更後				
			_								
変更予定年月日		年	月日			変更予定年月日			年 月 日		
変更の理由						変更の理由					
						長式第8号(スポーツ 大阪府教育委員会	振 興 団 体		- 体 (名称・住所)変更 届 (電話番号	i 出書 年 月 届出者	
									代表者の氏名		名称 印
					a	大 阪 府 立 門 真 ス; のとおり届 出 をします		/ター条 例 施行	ī規則第 13 条第 2 項	の規 定によ	り、次
						変更の内容	変更	前			
						変更後		後			
						変更予定年月日			年 月 日		
						変更の理由					
							I				

接式第7号(第12条関係)		
年月日 年月日 大阪府教育委員会様 申請者住所(電話番号) (電話番号) (表者の氏名) (表者の氏名) (大阪府立門真スポーツセンター条例第8条第3項の規定により、大阪府立門真	様式第7号(第12条関係)	様式第9号(第15条関係)
大阪府教育委員会 様	利用料金承認申請書	利用料金承認申請書
申請者 住所 (電話番号) 名称 代表者の氏名 印 代表者の氏名 印 大阪府立門真スポーツセンター条例 <u>第8条第3項</u> の規定により、大阪府立門真	年 月 日	年 月 日
申請者 住所 (電話番号) 名称 代表者の氏名 印 代表者の氏名 印 大阪府立門真スポーツセンター条例 <u>第8条第3項</u> の規定により、大阪府立門真	大 阪 府 教 育 悉 昌 会	大 阪 府 教 育 季 昌 仝 様
(電話番号) 名称 名称 代表者の氏名 印 代表者の氏名 印 大阪府立門真スポーツセンター条例 第8条第3項の規定により、大阪府立門真スポーツセンター条例 第9条第3項の規定により、大阪府立門真		
名称 代表者の氏名 印 代表者の氏名 印 大阪府立門真スポーツセンター条例第8条第3項の規定により、大阪府立門真スポーツセンター条例第9条第3項の規定により、大阪府立門真		
大阪府立門真スポーツセンター条例 <u>第8条第3項</u> の規定により、大阪府立門真 大阪府立門真スポーツセンター条例 <u>第9条第3項</u> の規定により、大阪府立門真	名称	名称
	代表有の氏石	代表有の氏石